

岡山市から転出される方へ(手続きのご案内)

	岡山市での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険	転出日で、岡山市の国民健康保険証は使えなくなります(学生、施設入所者等の場合、例外がありますので、お問い合わせください)。口座振替をご利用の場合、口座名義人の方が転出されても口座振替が解約にならない場合がありますのでご注意ください。	転入時に加入手続きをしてください。
児童手当	児童手当の資格消滅届の手続きをしてください。	転出予定日から15日以内に請求手続きを行ってください。
乳幼児・子ども医療費受給資格証	岡山市での資格がなくなりますので、乳幼児・子ども医療費受給資格喪失届の手続きを行い、受給資格証をお返しく下さい。	必要な書類をお問い合わせください。
施設等利用給付認定(幼児教育・保育無償化)	転出先への転入日の前日をもって、岡山市での施設等利用給付認定は取消となります。	岡山市で無償化の対象となっていた児童は、改めて転入先の市区町村で認定申請が必要です。申請日より前にさかのぼって認定を受けることはできませんので、速やかに申請してください。
公立小・中学校	在学中の小・中学校から転校書類(在学証明書・教科書給与証明書)を受け取り、転出届を提出後、転出証明書を受け取ってください。	自治体にご確認ください。
母子手帳(親子手帳)	母子手帳は、そのままお使いください。ただし、岡山市の受診票は使用できません。	受診票の有無は、各市町村によって異なりますので、お問い合わせください。
印鑑登録	転出(予定)日で、印鑑登録は抹消になります。なお、印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証(手帳もしくはカード)をご持参ください。転出予定日の前日までであれば交付することができます。	必要な方は、印鑑登録の申請をしてください。
国民年金	障害、遺族基礎年金を受給されている方は、新住所地で所得証明書が必要な場合がありますので、お問い合わせください。その他の方は、岡山市での手続きは必要ありません。	住所変更届等の提出が必要な場合がありますので、担当課または日本年金機構へお問合せください。
後期高齢者医療	転出日で岡山市での資格がなくなります。被保険者証をお返しく下さい。県外への転出の場合は、負担区分証明書等の交付を受けてください。(老人福祉施設等に入所の場合、例外がありますのでお問い合わせください。)	負担区分証明書等を提示し手続きしてください。
介護保険	被保険者証をお返しく下さい。要介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお渡します。介護保険施設に入所される方は住所地特例適用届を提出してください。	加入の手続きをしてください。要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を持参してください。
原動機付自転車(125cc以下の二輪車)	印鑑・ナンバープレート・標識交付証明書を持参して廃車手続きをしてください。廃車申告受付書を交付します。また、海外へ転出される場合は、別途手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。	印鑑・廃車申告受付書を持参して、ナンバープレートの交付を受けてください。

* 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害者医療費助成、身体障害者手帳、療育手帳、保育施設等の手続きなどは、各区福祉事務所へお問い合わせください。